

華誠の知的財産権ニュースレター



2026年1月 第105期

目次

華誠の動向

華誠、13年連続でChambersにランクイン：知的財産2部門で選出、専門家3名がランク入り・順位上昇を果たす…………… 2

知的財産

2025年 知的財産統計データ発表：権利化効率の継続的な最適化、データ資産が新たな成長分野へ …… 3

特許

9部門が評価体系を再編：特許助成金を全面廃止、「実用化価値」重視へ…………… 5

特集連載

2025年「特許審査指南」改正の解説シリーズその2：AI分野：「技術+倫理+法律」の複合的評価体系の構築…………… 6



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

華誠の動向

華誠、13年連続で Chambers にランクイン：知的財産 2 部門で選出、専門家 3 名がランク入り・順位上昇を果たす



2026年1月15日、国際的に権威のある法律格付け機関チェンバーズ&パートナーズ（Chambers and Partners）は、『2026年版 チェンバーズ・グレートチャイナ・リーガルガイド（Chambers Greater China Region Guide 2026）』を発表した。本ガイドにおいて、華誠は13年連続でのランクインを果たした。

部門別ランキング：知財の2部門で同時選出

今回の選出において、華誠は「知的財産権：訴訟」および「知的財産権：非訴訟」の2部門で同時にランクインした。これは、知財紛争解決および非訴訟サービスの双方において、当事務所が有する総合的な実力が評価されたものである。

個人ランキング：3名の専門家が選出

華誠知的財産チームからは複数の専門家が選出され、重層的なチーム体制の強化が着実に成果を上げていることが示された。

・湯国華（華誠知的財産代理有限公司 副総経理）：「知的財産権：非訴訟」部門に4年連続で選出。前年度よりさらにランクを上げた。

・張黎明（華誠知的財産代理有限公司 副総経理）：「知的財産権：非訴訟」部門において初選出。

・劉一舟（華誠律師事務所 管理委員会秘書長）：「知的財産権：訴訟」部門において初選出。

事務所全体の評価から個人のランキングに至る多角的な躍進は、複雑な知財紛争解決およびハイエンドな非訴訟サービス分野における、華誠の継続的な研鑽と専門性の深さを裏付けるものである。

知的財産

2025 年 知的財産統計データ発表：権利化効率の継続的な最適化、データ資産が新たな成長分野へ

中国国家知識産権局は先日、2026 年度局長会議を開催し、2025 年度および「第 14 次 5 カ年計画」期間中の知的財産権業務に関する主要データを公表した。審査効率の最適化と権利活用の活性化が進んでおり、イノベーション主体である企業に対し、より強固な制度的保障を提供している。

一、権利化の効率：規模拡大と審査期間短縮の同時実現

2025 年の発明特許登録件数は 92.2 万件、商標登録件数は 420.6 万件に達した。発明特許の平均審査期間は 15 ヶ月に短縮され、商標登録審査は 4 ヶ月で安定推移している。これにより、企業が知財保護体系を迅速に構築するためのタイムラインが保障されている。



二、権利の活用・実用化：取引活性化が顕著

技術取引市場の活況 | 2025 年の全国特許譲渡・実施許諾件数は **13.49 万回** に達し、前年比 48% 増を記録した。技術要素市場の活性化が著しく進んでいる。

質権設定融資規模の拡大 | 知的財産権の質権設定による融資登記金額が **9,690 億人民元** に達し、1 兆人民元の大台に迫る規模となった。これにより、「アセットライト・技術重視型」企業にとっての資金調達チャンネルが拡大している。



知的財産

三、新興分野と国際展開：戦略的好機の到来

データ知的財産権の急速な発展 | 中国全土で発行されたデータ知的財産権登記証は累計 **82.81 万件**に達した。企業のデータ資産における権利帰属の確認およびその取引において、重要なツールとなることが期待されている。

国際的な保護ネットワークの継続的拡大 | 中国の特許審査ハイウェイ（PPH）の協力ネットワークは 86 の国・地域をカバーするに至った。これにより、企業が主要なターゲット市場において迅速に特許権を取得するための利便性の高いルートが提供されている。

(データ出所：国家知識産権局)

特許

9 部門が評価体系を再編：特許助成金を全面廃止、「実用化価値」重視へ

中国国家知識産権局はこのほど、全国の各地方・部門において特許出願および登録段階の財政助成が全面的に廃止されたことを明らかにした。これは、知的財産分野で長年の課題となっていた「数量重視・品質軽視」の現状打破に向けた直接的な措置である。

政府 9 部門が共同発表した通知では、評価基準の体系的な見直しが図られた。この中で、**特許の出願件数や登録件数を、「人材評価」「職稱（専門職位）評定」「機関評価」「大学の考査」「プロジェクト審査」「資格認定」における主要な評価条件としてはならない**ことが明文化された。これにより、従来散見された「職稱評定のための特許出願」や「評価指標達成のための件数追求」といった現象は、政策面から抜本的には是正されることとなる。

この方針転換は、企業や研究機関の知的財産戦略に深い影響を与えるものである。従来の「出願件数」や「登録件数」を主な KPI とする管理モデルは調整を余儀なくされ、今後は特許の実際の活用状況や市場価値へと焦点が移ることになる。企業においては、特許ポートフォリオの最適化、特許と事業の連携強化を進めるとともに、内部評価体系に「活用・実用化」に関する指標を導入することが推奨される。

財政助成廃止の背景には、国家の知財政策を「数量駆動型」から「価値志向型」へと転換させるという戦略的な狙いがある。今後は、高価値特許の創出・育成能力と、それを実用化し利益を生む水準こそが、イノベーション主体の競争力を測る鍵となるであろう。



（出所：中国新聞 公式 SNS アカウント）

特集連載

2025年「特許審査指南」改正の解説シリーズその2：AI分野：「技術＋倫理＋法律」の複合的評価体系の構築

1. 改正の背景と法理的根拠

今回の改正は、中国におけるAI特許の審査が、単なる「技術的」評価から「技術＋倫理＋法律」を軸とした複合的評価体系へと転換したことを象徴している。これは単なる技術的な修正ではなく、AI特許審査パラダイムの構造的アップグレードである。具体的には、特許法第5条第1項（法律・社会公德への違反、または公共の利益を害するもの）を、単なる「例外規定」から「前置的な審査要件」へと格上げした。これにより、「テック・フォー・グッド（科技向善：善のためのテクノロジー）」の理念が、単なる政策指針を超え、特許権付与の適否を決める法的境界線として明確に定義された。

この改正は、生成AIや大規模言語モデルの普及に伴う実務上の2大課題、すなわち「データ乱用による権利基礎の瑕疵」および「アルゴリズムのブラックボックス化に起因する開示不十分」に直接対応するものである。

2. 核心となる審査基準の変遷

コンプライアンスに基づく「一票否決制（特定基準への抵触による即時拒絶）」の確立（『特許法』第5条第1項）

新規定では、データの収集、タグ管理、ルールの設定、レコメンドの意思決定といったプロセスが審査対象に含まれることが明示され、以下の2つの「レッドライン」が設定された。

法律的レッドライン：個人の個別同意を得ず、かつ公共安全のために不可欠とは認められない状況下で、公共の場所において生体識別情報を収集する場合、「個人情報保護法」違反を構成する。

* **【例1】商業施設におけるマットレス販売補助システム：**顧客が気づかない状態で顔の特徴を撮影し、精度の高いマーケティングに活用した事例。本件は、公共安全維持に必要な不可欠なケースに該当せず、かつ顧客からの個別の同意も得ていないため、違法と認定された。これにより、公共安全目的ではない、純粋な商業目的での画像収集行為は、特許法第5条に抵触することが明確に示された。

倫理的レッドライン：性別や年齢などの機微な特徴を意思決定の根拠とし、社会的偏見を固定化、あるいは生命の平等という基本価値に反する場合、社会公德違反を構成する。

* **【例2】自動運転の緊急意思決定モデル：**歩行者の性別や年齢に基づき、「保護対象」と「衝突対象」を峻別して差別的な意思決定を行う事例。これは生命の尊重および平等の原則という基本的社会価値に反し、性別や年齢による差別を助長・強化するものとして、「社会公德」に違反すると認定された。

これはアルゴリズムの価値観を特許適格性の判断基準に導入するものであり、世界の主要審査機関の中でも際立って明確な倫理審査ルールといえる。

進歩性判断ルールの明確化：「シーンの置換」と「技術的適合」の区別

新設された【例18】と【例19】の対比により、認定における重要な判断基準が示された。

特集連載

進歩性なし：モデル構造や学習プロセスに特段の調整を加えず、単に応用シーンのみを変更した場合。

* **【例 18】船舶の計数識別**：識別対象を「果実」から「船舶」に変更したのみで、深層学習のアルゴリズム、モデル構築、または学習プロセスに調整や改善が一切なされていない事例。当業者にとって、識別対象が異なっても、計数に必要なタグ付け、データセット分割、モデル学習といった手順に本質的な相違はないことは技術常識である。したがって、単なる応用シーンの置換にすぎず、進歩性は認められない。

進歩性あり：特定の技術的課題を解決するために、モデル構造に非公知の実質的な改善を加え、検証可能な効果を得た場合。

* **【例 19】廃鋼の等級判定モデル**：乱雑に積まれた廃鋼の形状や厚みを識別するため、色・エッジ・質感等の特徴抽出に合わせて畳み込み層やプーリング層の接続数・階層設定を最適化した事例。特定シーンに即した技術的改善が有益な効果をもたらしており、進歩性が認められる。

判断基準の核心：技術的特徴とアルゴリズム的特徴の間に「機能的連動・協同作用」があるか否かが重要となる。両者が互いに機能を支え合い、相互作用の関係にある場合にのみ、技術的解決策への貢献が考慮される。

明細書の開示要件（実施可能要件）の厳格化

新規定は、以下の記載を厳格に求めている。

- ・AI モデルの構築または学習に関わる場合、必要なモジュール、階層構造、接続関係、および学習に不可欠な具体的なステップやパラメータの明記。
- ・具体的な応用に関わる場合、モデルやアルゴリズムが特定の分野・シーンとどのように結合し、入出力データがどのように設定されているかという「内的関連性」の明記。

単に「深層学習を用いる」「マルチソースデータを結合する」といった、具体的な技術経路を伴わない抽象的な記載は、実施不可能として拒絶される。

肯定的事例【例 20】顔特徴の生成方法：明細書において、空間変換ネットワーク（STN）を畳み込みニューラルネットワーク（CNN）内のどの位置に配置するかという具体的な記載が欠落している事例。しかし、STN は一つのモジュールとしてモデル内の任意の位置に挿入可能であり、かつ挿入位置にかかわらず画像特徴領域の識別能力に影響を与えないことは、当業者の技術常識に属する。したがって、具体的な配置場所の記載がなくとも、当業者が発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されており、開示十分性要件を満たしていると認められる。

否定的事例【例 21】生体情報に基づくがん予測：「一般血液検査、血液生化学的検査、および顔画像」の組み合わせによってがんを予測すると主張するのみで、具体的にどの検査指標や顔画像のいかなる特徴量が高精度な判定に寄与しているのか、その相関関係や技術的根拠を何ら開示していない事例。このような記載では、当業者が具体的な予測アルゴリズムや実現手段を再現することが不可能であるため、開示十分性要件を満たさないと判断される。

3. 実務への影響と対応戦略

審査官への影響：審査官には、技術審査の枠を超えた領域横断的な連携能力が求められるようになる。

特集連載

具体的には、従来の技術的要件の審査に加え、『個人情報保護法』や『アルゴリズム推薦管理規定』といった関連法規との照合を主体的に行うことが予想される。特に、「汎用モデル+業界キーワード」を組み合わせたのみの、技術的な具体性や工夫に欠ける出願に対しては、これまで以上に厳格な姿勢で審査に臨むものと考えられる。

出願人・弁理士への影響：

1. 研究開発プロセスへのコンプライアンスの組み込み：開発の初期段階から法的・倫理的評価を導入し、データの「ライセンス・チェーン」や「バイアス・テスト」の記録を保存しておくことが重要である。明細書内においても「ユーザーの同意取得済み」等のコンプライアンスに関する声明を明記し、特許法第5条のレッドライン抵触を未然に回避する実務が求められる。

2. 「技術的結合点」に焦点を当てた明細書作成：単に「どのモデルを使ったか」という記載に留めず、「特定のユースケースにおけるボトルネックを解消するために、モデルのどの部分に、どのような非自明な改善を加え、その結果どのような効果を得られたか」を強調すべきである。特に、モデルの構造調整（重み、層数、損失関数の最適化など）に関する技術的必然性を深く掘り下げて描写することが、進歩性を担保する鍵となる。

3. 防御的な開示戦略の徹底：進歩性および開示の十分性を担保するため、反論の拠り所となる詳細な「アンカー」をあらかじめ明細書内に埋め込んでおく必要がある。形式的な要件を満たすだけでなく、主要なアーキテクチャ、学習ステップ、パラメータ設定、および「アルゴリズムと技術的課題の結合ロジック」を詳述する戦略的なドラフティングが不可欠である。

今回の改正は、中国のAI特許制度が「量による陣取り合戦」の時代から、「質とコンプライアンスの深化」という新たなステージに入ったことを明確に示している。

(データ出所：国家知識産権局)